

入 札 説 明 書

宮崎県が行う宮崎県西臼杵支庁舎清掃業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の５に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和７年４月２５日

２ 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県西臼杵支庁舎清掃業務
- (2) 委託内容 清掃業務
- (3) 履行場所 宮崎県西臼杵支庁舎 西臼杵郡高千穂町大字三田井２２
- (4) 契約期間 令和７年６月１日から令和８年７月３１日まで
- (5) 最低制限価格

最低制限価格を宮崎県財務規則(昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 128 条第 1 項に基づく範囲内(予定価格の 10 分の 6 以上)の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

３ 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 の規定に基づく契約である。
- (2) 県は、上記 1 の(4)の委託期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。

(7) 暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号) 第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(4) 役員等(役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。)が、暴力団関係者であると認められるとき。

(5) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約そ

その他の契約の相手方としていた場合（(ウ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和 54 年宮崎県告示第 41 号）（以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。
- (3) 県内に本店を有する者であること。
- (4) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和 6 年度において上記 2 (3)における清掃業務を受託し、誠実に業務を履行している者

イ 宮崎県内に所在する建物（施設）において、令和 6 年度末又は当該入札の入札参加資格確認申請の日から 45 日に当たる日のいずれか早い日までに終了する種類及び規模をほぼ同じくする一契約（別記「『種類及び規模をほぼ同じくする契約』について」参照。）に基づく業務（以下「同種業務」という。）を 1 回以上誠実に履行している者

ウ 令和 5 年 4 月 1 日から当該入札の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、同種業務を 1 回以上誠実に履行した実績を有する者

- (6) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第 9 条第 1 項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について、同項の登録を受けている者であること。

5 担当部局

宮崎県西臼杵支庁 総務課 総務担当 西臼杵郡高千穂町大字三田井 2 2

郵便番号 8 8 2 - 1 1 0 1 電話番号 0 9 8 2 - 7 2 - 2 1 8 1

6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書の様式

別記様式第1号 ※下記(2)の資料を添付

イ 申請書等の提出期間

令和7年4月25日から令和7年5月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

ウ 提出場所 5に同じ

エ 提出部数 1通

※ (2)の資料については、公告日・発注機関の担当部局・委託内容（清掃業務）が同じであるものは、委託件名毎（庁舎ごと）に1通提出する必要はなく、まとめて1通で可とする。

オ 提出方法

郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は持参による。電送によるものは受け付けない。

(2) 入札参加資格確認資料

入札参加資格確認資料は、次のとおりとし、ア及びイの書面は6箇月以内のものとする。

ア 法人にあっては登記事項証明書の写し又は個人にあっては本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 4(6)に該当することを証する下記の書面

4(6)アに該当する場合・・・該当する業務の契約書の写し

4(6)イ又はウに該当する場合・・・該当する業務に係る契約書の写し及び同種業務実績調書（別記様式第2号）

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項に規定する登録に係る証明書の写し

(3) 入札参加資格確認結果の通知

令和7年5月16日までに書面により通知する。ただし、令和7年5月16日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

(4) 申請書等の作成費用の負担等

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は、認めない。

7 入札参加資格確認に対する異議申立て

(1) 異議申立て

入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立てをすることができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は持参によるものとし、電送によるものは受け付けない。郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

(2) 異議申立に対する回答

異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

8 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

9 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 質問の受付期間

令和7年4月25日から令和7年5月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面を郵送(書留郵便に限る。)又は持参にて提出するものとする。

郵送する場合は、アの期間内に担当部局に到達するように留意すること。

なお、電話や電送によるものは、受け付けない。

- (2) 質問書に対する回答

(1)の質問書に対する回答は、書面により相手方に通知するものとする。

また、回答書は、下記により閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 5に同じ

イ 閲覧期間

令和7年5月12日から令和7年5月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

10 入札

入札に参加する者は、入札書(別記様式第3号)を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 5に同じ

- (2) 提出期限

令和7年5月22日 午後5時

- (3) 入札書の日付

入札書作成日を記入すること(開札当日の日付は記入しないこと。)

日付の誤りがある場合は入札無効となるため、留意すること。

- (4) 提出方法

郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着とする。)又は持参により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、6(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も、同様に、別にして郵送用の封筒に入れること。

- (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第 4 号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5 月 23 日開封《宮崎県西臼杵支庁舎清掃業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

11 開札

- (1) **開札の日時** 令和 7 年 5 月 23 日 午後 1 時 30 分
- (2) **開札の場所** 宮崎県西臼杵支庁 第一会議室
- (3) **開札の立会い**

開札は、入札者又はその代理人 1 名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

12 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 再入札は 1 回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあつては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間にあるもの）を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

14 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。

別記

「種類及び規模をほぼ同じくする契約」について (入札説明書 4 (5) 関係)

- 入札参加資格における「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、
建物屋内の床面積 5 2 8 . 4 m²以上の日常清掃（特別清掃・定期清掃及び駐車場等の屋外清掃を除く。）の委託に係る 6 箇月以上継続した一契約とする。
- 「建物屋内」について
 - ・ 玄関ホール、廊下、エレベーターホール、便所及び洗面所、湯沸室、エレベーター、階段、喫煙スペース、事務室、会議室などの建物内部を指す。
 - ・ 駐車場、玄関周り、犬走り、構内通路、屋上広場などの屋外は、対象外。
- 「床面積」について
 - ・ 本紙の定義に該当する建物屋内の日常清掃（特別清掃・定期清掃及び駐車場等の屋外清掃を除く。）実施部分の面積であり、建物の延べ床面積とは異なる。
 - ・ 単位は「m²」とし、小数点以下の端数は切り捨てる。
 - ・ 原則として壁心寸法で算出し、柱型・家具・什器等の面積は差し引かない。
- 「日常清掃」・「特別清掃」・「定期清掃」の別
 - ・ 日常清掃とは、1 日単位の短い周期（1 週間のうち 3 日以上）で日常的に行う清掃を指す。
 - ・ 特別清掃（※面積算入対象外）とは、ガラス清掃、会議室清掃などの、年に数回、特別に行う清掃を指す。
 - ・ 定期清掃（※面積算入対象外）とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃を指す。